

令和7年度被扶養者資格確認要領

○特別認定

| | |
|----------------------|--------|
| ①資格確認対象者 | ・・・P 1 |
| ②パート・アルバイト等の給与収入者 | ・・・P 2 |
| ③年金収入の確認上の注意 | ・・・P 3 |
| ④その他の所得者 | ・・・P 4 |
| ⑤不動産・事業収入・農業収入等がある場合 | ・・・P 5 |
| ⑥公的年金等に係る雑所得の速算表 | ・・・P 5 |
| ⑦別居の被扶養者への送金方法・送金額 | ・・・P 6 |
| ⑧夫婦共同扶養に該当 | ・・・P 7 |
| ⑨続柄「09」の者（組合員と同居が条件） | ・・・P 7 |
| ⑩海外留学している者 | ・・・P 7 |
| ⑪父だけ母だけの認定 | ・・・P 8 |

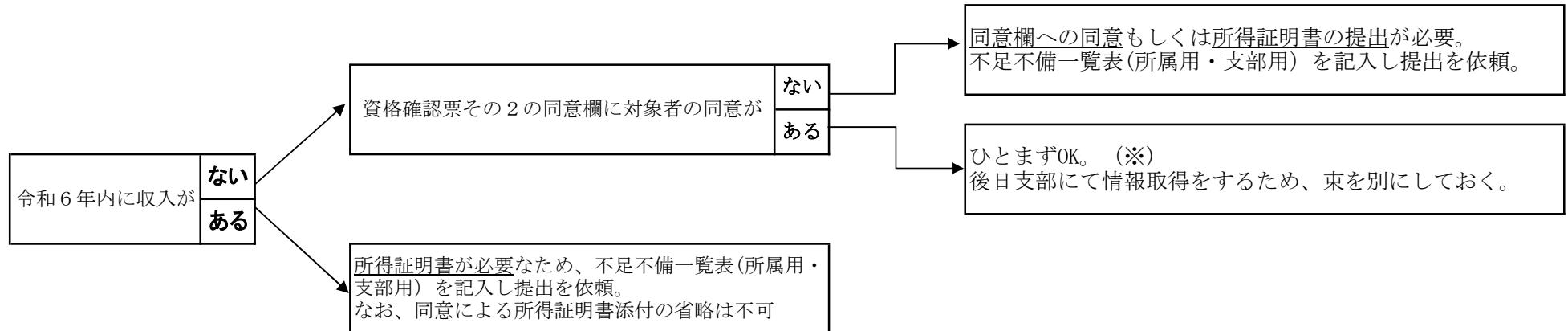
不足不備のある者、認定を取消する者、記載事項を変更する者について

- ・不足不備書類等を「資格確認連絡票」及び「支所別不備書類一覧」へ記入する。
- ・「支所別不備書類一覧」、「資格確認取消者一覧表」を記入し、一覧表のコピーを依頼し支所共済担当者へ渡す。
- ・支所は、所属所から提出された不備書類等を取りまとめ支部へ提出する。

被扶養者資格確認 (特別認定)

扶養認定の収入限度額・・・60歳未満 130万円
60歳又は障害を支給事由とする公的年金受給者 180万円
同居・別居の区分・・・続柄「09」の者は同居が条件（兄姉弟妹は除く）
夫婦共同扶養・・・夫婦が共同して扶養している場合（共働き）

- ① **資格確認対象者**・・・所得証明書が提出されていますか？――ない時―― 以下のフローチャートを参照



- ◎ 令和6年の収入の有無は、添付書類や資格確認票その1内の2(2)被扶養者の収入状況の記載から判断してください
なお、収入の有無が判断できない場合は不備としてください。(その1の収入状況未記)
- ◎ 同意を利用する人は後日支部にて情報取得をするため、資格確認時は束を別にして管理をしてください。
支所用・所属所用は分けずに、そのまま3枚複写の状態においてください。

※同意欄に明らかな不備がある場合は、不足不備一覧表(所属用・支部用)を記入し再提出を依頼してください。
(対象者ではなく本人の署名、市区町村・続柄・署名欄いずれかの項目が空白、といった明らかに不備である場合)

② パート・アルバイト等の給与収入者・・・毎月の給与明細（資格確認月の前月分まで）の提出があるか？

原則・・・雇用契約書により判断（資格確認は給与明細の提出であるが、状況により雇用契約書が必要。）

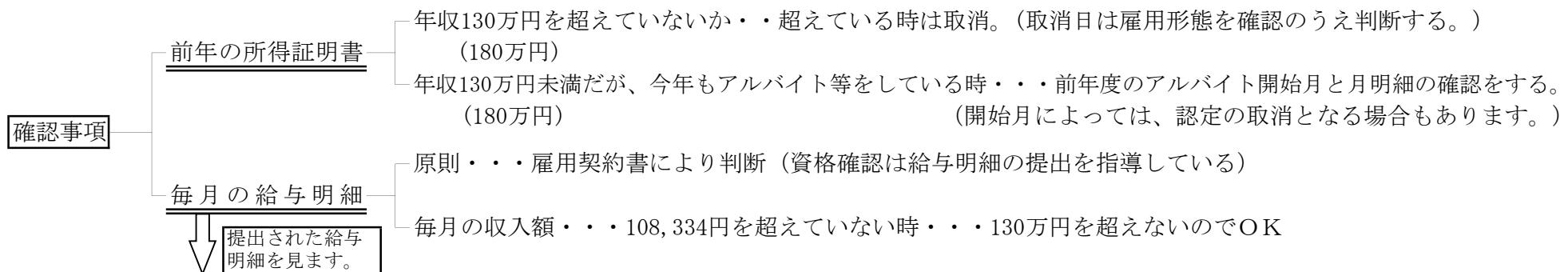
資格確認対象期間内に雇用を開始した場合は、雇用契約書の提出が必要。

◎ 3ヶ月以上の雇用契約で当初から基準月額を超える時・・・採用時から取消

◎ 当初から3ヶ月以内の雇用契約が明らかな時・・・基準月額を超えてよい。（130万円（180万円）を超えた時点で認定を取消）

基準月額とは？ $130\text{万円} \div 12\text{月} = 108,333\text{円}$ （108,334円を超えたたら130万円以上となる）（日額3,612円）

年金受給者がパートをしている時の基準月額は？ $(180\text{万円一年金額}) \div 12\text{月} = \underline{\hspace{2cm}} (\quad)$ 円である。



「給与に変動のある場合」——アルバイトをたまたま休んだから月額が減ったというのは、考慮しない。

※雇用期間の定めがなく、就労シフトが一週間単位、二週間単位等のため、1月の給料が判断できない場合を主に言う。

毎月の給料が6万円、13万円、11万円、8万円と変動している・・・提出された明細で判断せず、**※まず雇用形態を必ず確認する。**

※雇用形態確認後、ひと月の給料が把握できない場合

108,334円が3ヶ月続いているので様子を見る。ただし、3ヶ月続いたり、130万円を超えたたら取り消すよう指導

「給与に変動の無い場合」

毎月の給料が11万円、11万円、12万円、13万円と変動していない・・・認定は取り消すが、資格確認の時には4か月目で取消さない。

（実情を聞き、その内容によっては、雇用形態のわかるものを取り寄せてから判断する。）

※当初から108,334円を超えることが明らかな契約は、就労開始時から取消しとなる。

③ 年金収入の確認上の注意

「所得証明書」――――――――――

「支払通知又は振込通知書（改定通知書）」

【年金改定率】R7.4～+1.9%、R6.4～+2.7%、R5.4～+1.9%、R4.4～▲0.4%、R3.4～▲0.1%

「前年10月より数%増額の時」 — OK (令和7年度は増額改定されている)

※「前年と同額の時」

年金改定がないとき活用

「極端に増額している時」―― 65歳等の確認をし、なお不明瞭の時は、前年の資格確認票にて確認する。
(国民年金の老齢基礎年金の受給開始) (年金の満額支給開始年齢到達)

——配偶者が年金受給年齢により加給年金が停止となる場合等、減った事がわかる裁定額・支給額変更通知書の提出。

※「支払通知書」 令和7年度以外の時—令和7年度のものを提出するよう指導

「支払又は振込通知書」の紛失—再交付を指導

※ 通帳の写しは、認めない。——介護保険料等が年金から控除されているため、年金額が把握できない。

「遺族年金・障害年金・扶助料を受給している者」

「遺族年金・障害年金は非課税」——所得証明書に年金収入の記載のある時
(扶助料) (資格確認票に遺族、障害以外の年金の記入がない時)

※遺族・障害年金は非課税なので、年金収入は所得証明書には記載されない。記載されていたら他に年金があるということ。

※障害年金受給者=福祉医療区分が「3」
(福祉医療区分が「3」の人は障害年金を受給している可能性がある。)

「厚生年金受給者」——「厚生年金基金」 がある場合があるので要注意！（所得証明書の年金収入と申告の年金収入とに差ができるので要確認）
要注意！（所得証明書の年金収入より少ない申告・・・数百円でも）

の金額は、年額が300万円、400万円の者もあれば100万円ある者もあります。

「遺族年金の併給調整」——65歳までは、自分の退職年金がある時、受給選択となる—受給選択している時——支給停止の通知書を提出してもらう。

65歳以降、受給権発生から自分の退職年金を受給し、差額として遺族分が支給される。

└ 年金額が増額される場合があります。(退職年金、国民年金(老齢基礎)、遺族年金の通知書を確認する。)

老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合、65歳までは老齢基礎年金も支給停止となる。(遺族年金の方で中高齢寡婦加算がつくため)

※「個人(私的)年金」——年金型で受け取る場合は、恒常的収入として判断します。

ただし、数年に一度給付される一時金(お祝い金)は恒常的収入とせず一時所得として取り扱う。

※雑所得と年金収入

*所得証明書に雑所得の記載がある場合・・・65歳以上の年金受給者は110万円の控除あり(公的年金等控除額を差し引いた金額が雑所得として課税)

(例1) 年金収入 1,754,000円 雜所得 654,000円・・・の場合は、年金の所得である。

(例2) 年金収入 1,754,000円 雜所得 984,000円・・・の場合は、年金以外に330,000円の別の所得があります。

申告がないときは、収入のわかるものの提出。(確定申告、収支内訳書等)

※資格確認票への記載時の注意

①年金種別ごとに記入・・・国民年金老齢基礎、国民年金障害基礎、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金、等

②年金額は年額で記入・・・介護保険料、所得税額の控除前の額で計算

(例) 年金振込通知書の金額 $128,583\text{円} \times 6 = 771,498\text{円}$ ・・・ 771,500円と記入(年金は100円未満切上げ)

年金の振込み回数・・・恩給、扶助料は年4回、それ以外 厚生、国民、共済年金等は、年6回
厚生年金基金は、企業により違います。

年金収入増による取消日 改定(裁定)通知書・年金証書等を受領した日で取り消す。
(通知日から一週間が限度)

※年金受給年齢に注意!

①60歳に到達・・・退職年金の受給(S28.4.2生まれの者から順次、支給年齢が引き上げられる。 : S 28.4.2 ~ S 30.4.1生 61歳から

S 30.4.2 ~ S 32.4.1生 62歳から

S 32.4.2 ~ S 34.4.1生 63歳から

②65歳に到達・・・老齢基礎年金(国民年金)の受給 S 34.4.2 ~ S 36.4.1生 64歳から

S 36.4.2 ~ 65歳から

③配偶者の死亡・・・遺族年金を請求しているかの確認

④障害者に該当・・・障害年金の受給がないか確認。 障害等級の確認・・・1級、2級は障害基礎年金もある。

④その他の所得

※配当所得・・・収入と所得がわかるものの提出。 ※株式譲渡所得・・・確定申告後の収入で判断するが、取引報告書等明細が必要。

└ (確定申告書、計算明細書、取引報告書等の写しを提出)

※その他 申告以外の収入、所得の記載がある場合・・・確定申告、収支内訳書等内容のわかるものの提出。

※一時所得としてみる所得・・・長期譲渡所得(土地の売買によるもの)

⑤ 不動産・事業収入、農業収入等がある場合

確認事項——「確定申告書（控）」の写し及び「收支内訳書」の写しが添付されているか確認。

「経費」と見なすものと見なさないもののチェック——判断しかねる場合は福利課へ確認。

自宅で事業——光熱費・電話等自宅のものとの区別ができない時——経費としてみない。

【経費とみないもの】

減価償却費、租税・公租公課、接待交際費、福利厚生費、利子割引料、貸倒金、雑費、損害保険料
青色申告控除額（10万円）

資格確認冊子Q&Aにも記載があるので参考にしてください

【家事関連部分と明確に分けることができるものに限り控除可能な経費】

水道光熱費、通信費、地代家賃、消耗品費等

※ 農業収入で小規模のため確定申告を要しない場合・・市町村等からの「お知らせ」がある場合はその写し
〃 提出できる書類がなにもない場合・・資格確認票にその旨を記入してください。

※ 事業の内容により、経費として見れるものと見れないものがあるので注意が必要！

※ 高校生までの子（全日制等働いていない場合に限る）については不動産収入は収入として見ない。

事業収入等での取消日——確定申告の日

⑥参考

[令和2年分以降]

公的年金等に係る雑所得の速算表：(a)に(b)を乗じ、(c)を控除した残額が公的年金等に係る雑所得の金額。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合（1,000万円超の場合は国税庁HP参照）

| 年金を受け取る人の年齢 | (a) 公的年金等の収入金額の合計額 | (b) 割合 | (c) 控除額 |
|---|--|--------|------------|
| (公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります) | | | |
| 65歳未満 | 600,001円から1,299,999円まで | 100% | 600,000円 |
| | 1,300,000円から4,099,999円まで | 75% | 275,000円 |
| | 4,100,000円から7,699,999円まで | 85% | 685,000円 |
| | 7,700,000円から9,999,999円まで | 95% | 1,455,000円 |
| | 10,000,000円以上 | 100% | 1,955,000円 |
| | (公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。) | | |
| 65歳以上 | 1,100,001円から3,299,999円まで | 100% | 1,100,000円 |
| | 3,300,000円から4,099,999円まで | 75% | 275,000円 |
| | 4,100,000円から7,699,999円まで | 85% | 685,000円 |
| | 7,700,000円から9,999,999円まで | 95% | 1,455,000円 |
| | 10,000,000円以上 | 100% | 1,955,000円 |

⑦ 別居の被扶養者への送金方法・送金額

原則・・・その者の収入の1/3以上の送金が必要、手渡しは認めていない。

「取扱い」・・・その者の収入と組合員及び組合員以外の者の送金等の合計額に占める組合員の送金額の割合が3分の1以上
(ただし、収入0円等、極端に収入が低い者への送金額は要注意。組合員の送金額が少額の場合は状況確認も必要。)

確認事項 別居の被扶養者の生計維持申立書の記入はあるか?・・ない時 —— 「被扶養者資格確認票その2」の提出及び内容確認

送金証明書は令和2年度から組合員による生計維持申立書への記入による提出とし、添付を省略可とする

※ 送金証明の提出は求めないが、毎月送金が必要である旨は伝える。手渡しは認めていない。

◎ 特別養護老人ホーム・障害者等授産施設入所者 —— 「被扶養者資格確認票その2」の提出及び内容確認

原則・・・組合員の費用負担があれば認定できます。(負担金額は問わない)

(病院へ入院しているものとして考えるため。単なる老人ホームはその内容により認定できない場合があるので注意)

確認事項 組合員の費用負担がわかるものが提出されているか?

領収書等は組合員の名前になっているか? —— なっていない時

変更できる場合 —— 変更してもらうよう指導する。

変更できない場合 —— 組合員が支払っている旨の証明をとる。

「組合員の費用負担がない時」の例 —— 被扶養者本人の年金で支払いされる場合 → 組合員は費用負担しない。

入所費用以外で、何らかの負担を組合員がしていれば継続認定を認めている。(お見舞い程度は認めていない。)

(費用負担のわかるものがない時、負担の内訳等(外泊で組合員の家に帰る、入通院の医療費支払い等)の申立書を提出してもらう。)

それでもなお、組合員の負担のない時

認定は取消

となる。

資格確認の日で取消を指導します。(支部での最終的判断)

※ 障害者等授産施設入所者

まずは、所属で書類確認時に判断できれば、その時点で取消。

障害者コード「3」の確認 → 障害年金等を受給している場合 —— 病名等で確認し、コード3の報告必要か確認

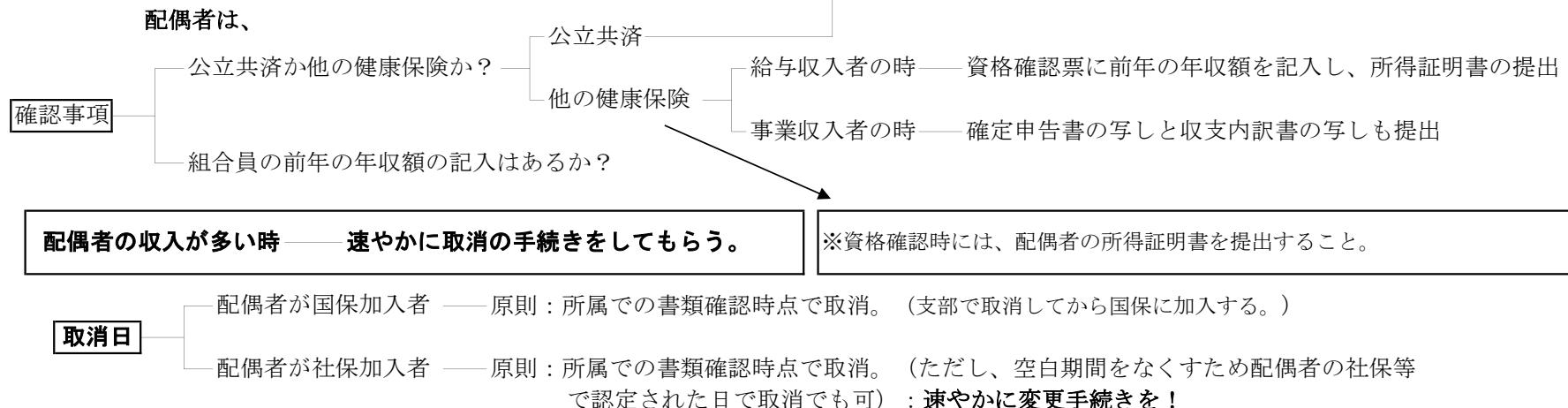
(マスターに入力されている者は、資格確認票の福祉医療該当区分に「3」の表示有り) 障害等級等を確認しておく

⑧ **夫婦共同扶養に該当** —— 夫婦が共同して扶養している場合を言う。
—— 配偶者が認定されていない（他の健康保険に加入） —— 配偶者に収入があるということ。

【夫婦双方に収入がある時】 —— 夫婦双方の前年の収入の確認が必要。

※ 原則 —— 前年の年間収入の多い方で認定。同程度（多い方の1割以内）の時は、申告した方で認定。 年収大×0.9≤年収小

※ 両組合員の時は共同扶養の収入の比較はしない。 …… 資格確認票に記入欄有り。



⑨ **統柄「09」の者（組合員との同居の条件者）** ※ 兄姉弟妹を除く

世帯全員の住民票で同居を確認。

別居の時 → 別居の日で取消。（ただし、特別養護老人ホーム入所者等は認定基準に合えば、病院の入院とみてよい。）

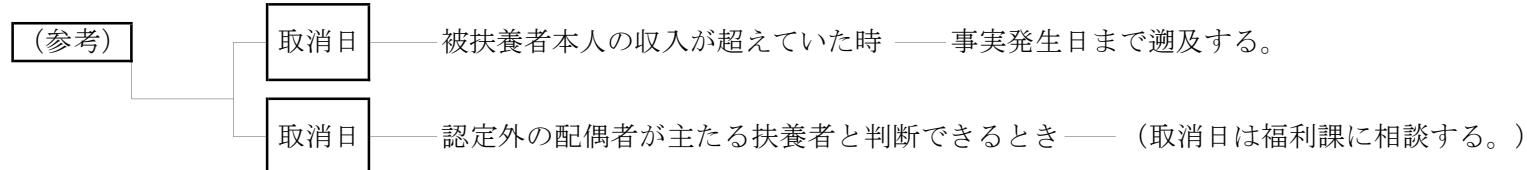
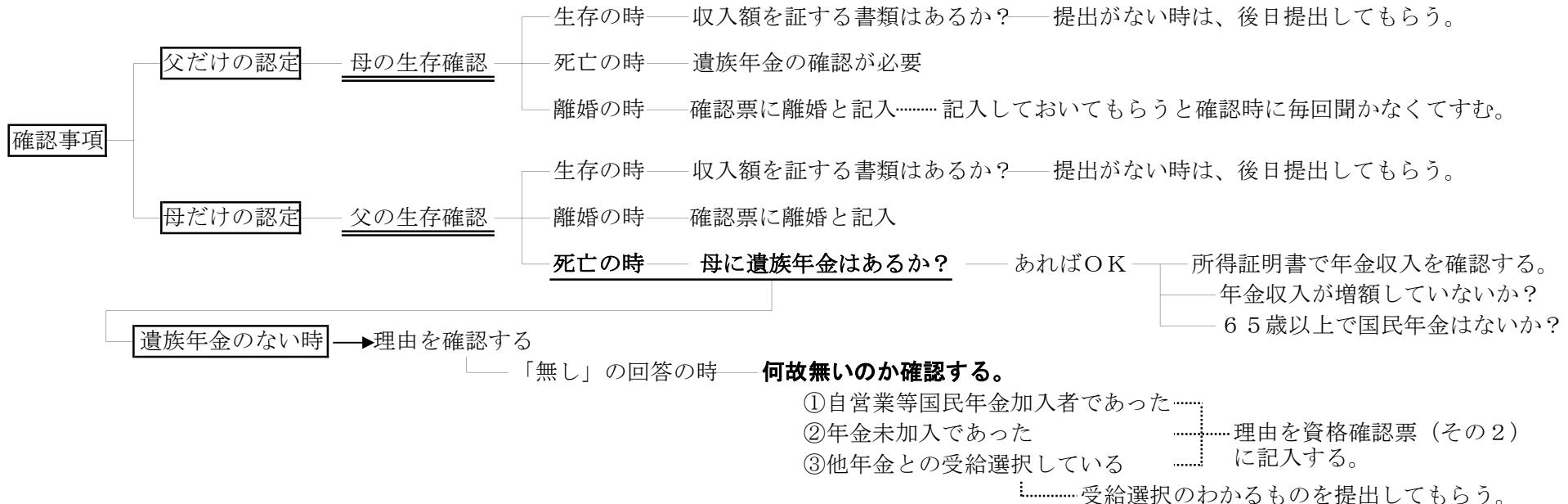
⑩ **海外留学している者**

確認事項 —— 在学証明書は添付されているか？・・・日本語訳付きで提出
—— 在学証明書の提出ができない場合・・・送金証明が必要
※学生認定のままの場合は特別認定への切替が必要
※ワーキングホリデーは原則認定取消

⑪ **父だけ又は母だけの認定** —— 主たる生計維持者の判断は実態を総合的に勘案し判断する。

父母の両方の収入の確認が必要 —— ただし、片方が扶養手当を受給している場合は、提出書類を求めていません。

しかし、扶養手当の方で所得の確認がされているか確認が必要です。（※扶養手当の返納が多い。）



被扶養者資格確認 (学生認定) 22歳以上の学生 (同居を要件とする者は、学生であっても特別認定になる)

扶養認定の収入限度額・・・130万円
夫婦共同扶養・・・夫婦が共同して扶養している場合(共働き)
(同居している被扶養者は全てが該当・子は同居・別居を問わず該当)

①在学証明書は提出不要

学校の範囲：学校教育法第1条、第124条、第134条に規定する学校（専修・各種学校）の学生

☆在学証明書の提出は不要ですが、下記の事項について確認はしてください。

学校教育法で定められた学校か？（専門学校に注意・・・学校法人であればOK）

確認事項

夜間部・研究生・聴講生ではないか？・・・（休学中、履修生、単位履修生も特別認定になります。）

は学生認定ではない → 特別認定に変更（記載事項変更申告書の提出）

同居・別居の確認（別居のとき、仕送り月額の記入があるか確認）

22歳未満の者が学生認定になっていないか？ → 確認票が同居で、送金額の記入がある→記載事項の提出を指導

22歳までは扶養手当が付く → 扶養手当を確認のうえ普通認定に変更。（記載事項変更申告書の提出）

②所得証明書が提出されているか？

ない時 ⇒ 収入の確認ができないので提出を依頼する。

確認事項

所得証明書に給与収入等があるかどうか確認する。

ない → 現在、アルバイトをしているか確認 → していない

している → 下記のチェック事項を確認

ある → 下記のチェック事項を確認

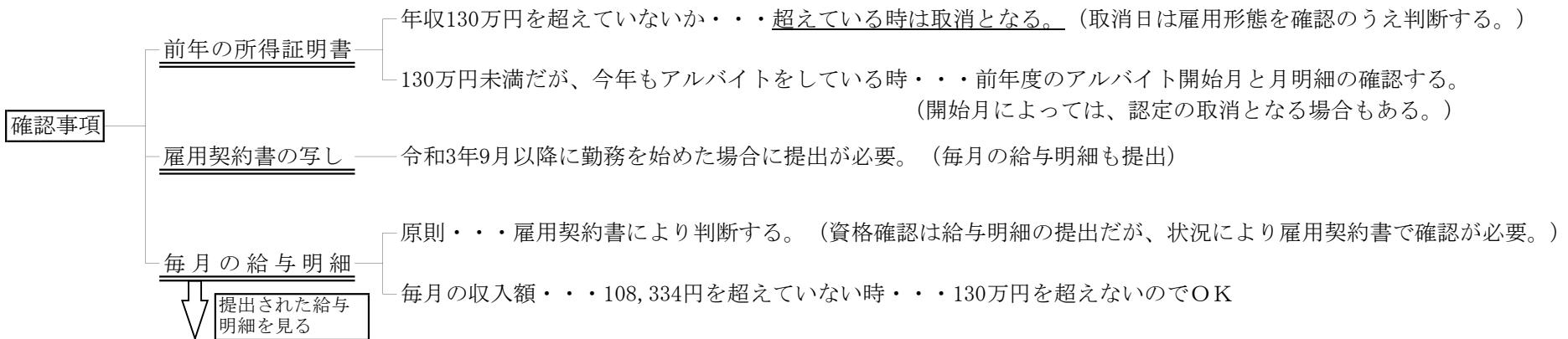
※給与収入見込み額の記載額のチェック及び内容チェック

基本：資格確認前、後も継続的に給与収入がある場合・・・給与月額×12月（見込み記入でよい）

断続的、変動的な場合・・・給与額を足して記入 *ケースにより適宜、記入すること。

③ **パート・アルバイト等の給与収入者** ・・・ 每月の給与明細（資格確認月の前月分まで）の提出があるか？ 3年9月以降の雇用は、雇用契約書の提出が必要である

基準月額 —— $130\text{万円} \div 12\text{月} = 108,333\text{円}$ (108,334円を超えたら130万円以上となる)



「給与に変動のある場合」 —— アルバイトをたまたま休んだから月額が減ったというのは、考慮しない。

※雇用期間の定めがなく、就労シフトが一週間単位、二週間単位等のため、ひと月の給料が判断できない場合をおもに言う。

毎月の給料が6万円、13万円、11万円、8万円と変動している・・・提出された明細で判断せず、※まず雇用形態を必ず確認する。

※雇用形態を確認後、ひと月の給料が把握できない場合 ←
108,334円が3か月続いているので様子を見る。ただし、3か月続いたり、130万円を超えたら取り消すよう指導する。

「給与に変動の無い場合」

毎月の給料が11万円、11万円、12万円、13万円と変動していない・・・認定は取消すが、資格確認の時には4か月目で取り消さない。

(実情を聞き、その内容によっては、雇用形態のわかるものを取り寄せてから判断する。) ←

※当初から108,334円を超えることが明らかな契約は、就労開始時から取消となる。

④ **夫婦共同扶養に該当** —— 特別認定を参照すること。